

神戸学院大学 内部質保証に関する方針

1. 内部質保証に関する神戸学院大学の基本的な考え方

神戸学院大学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」及び「神戸学院大学憲章」を理念とし、「神戸学院大学学則」及び「神戸学院大学大学院学則」で定める目的の実現のため、大学内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織「大学内部質保証推進組織」を中心に教育、学生支援、研究、社会貢献及び大学運営を推進し、恒常的かつ継続的な改善・改革による質の向上を図り、社会から信頼され、必要とされる「後世に残る大学」、「学生が成長を実感できる大学」を目指す。

2. 責任・権限・役割（分担）

- (1) 大学内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織として、大学学長を委員長とする「大学内部質保証推進委員会」を設置する。
- (2) 「大学内部質保証推進委員会」は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置づけ、内部質保証の方針、手続き、体制の整備に関すること、自己点検・評価の基本計画に関することのほか、学部・研究科・部署等（以下「実行責任部署」という。）の内部質保証を推進し、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証する。
- (3) 「大学内部質保証推進委員会」の構成員は、大学学長、大学副学長、大学事務局長、法人事務局長、学長補佐、学長が指名する教職員とする。
- (4) 実行責任部署における内部質保証は、各実行責任部署全体で行い、計画内容や進捗状況については、各実行責任部署長が責任を持つ。
- (5) 実行責任部署の取組みについて自己点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を、各実行責任部署に設置する。「自己点検評価委員会」は、「大学内部質保証推進委員会」における決定に基づき、当該組織が所管する事項について点検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該自己点検評価報告書を作成して、当該組織に報告する。
- (6) 実行責任部署長である各学部長・研究科長・センター所長・部署長を中心に、実行責任部署は「自己点検評価委員会」の自己点検・評価結果に基づき、年次目標の設定、活動目標・指標の実行、改善方策及び発展方策を策定する。
- (7) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性の確保及び内部質保証の有効性を高めるために「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」による評価を実施する。
- (8) 「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」の構成員は、兵庫県内に所在する教育機関の教職員、地方自治体及び経済界・産業界関係者、学校法人神戸学院の設置する学校に勤務する教職員を除く本法人理事・評議員、本法人を退職し

た者、その他の学外学識経験者の中から選出する。

- (9)「大学内部質保証推進委員会」及び「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」が検証・評価を行うことにより、全学的な PDCA サイクルの適切性・有効性及び客観性・妥当性を確保する。

3. 手続・運用

- (1) 保証すべき質は教育に限定せず、学生支援、研究、社会貢献、大学運営も含むものとする。
- (2)「大学内部質保証推進委員会」は、教育に関する内部質保証について、全学教育推進機構に意見を聴くことができる。
- (3)「大学内部質保証推進委員会」は、内部質保証の方針及び「大学内部質保証推進委員会」における決定に基づき、実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に対し自己点検・評価の実施と報告書の作成を依頼する。
- (4)「自己点検評価委員会」は、「大学内部質保証推進委員会」における決定に基づき、当該組織が所管する事項について点検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該自己点検評価報告書を作成して、当該組織に報告する。
- (5) 各組織の長は、当該報告書を「大学内部質保証推進委員会」に提出する。
- (6)「大学内部質保証推進委員会」は、提出された報告書の検証を行い、「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」に評価（中間評価）を依頼する。
- (7)「大学内部質保証推進委員会」は、「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」の評価（中間評価）結果を踏まえ、実行責任部署長に対し評価結果に基づき次の対応等を行う。
- ・自己点検評価報告書検証結果に基づく再報告の依頼
提言
 - ・長所の提示
 - ・改善・改革策の提示
 - ・運営支援
 - ・改善指示・指導
- (8)「自己点検評価委員会」は、「大学内部質保証推進委員会」より、再報告の依頼があった場合には、改めて報告書を作成し、組織の長を通じて「大学内部質保証推進委員会」委員長に提出する。
- (9) 実行責任部署長は、「大学内部質保証推進委員会」からの「改善指示・指導」の事項については、改善を図るとともに、「大学内部質保証推進委員会」委員長に改善計画及び改善結果の報告を行う。異議があるときは、委員長に対して異議を申し立てることができる。
- (10) 実行責任部署長から異議申立てがある場合は、「大学内部質保証推進委員会」において異議申立て内容を審議し、その結果を実行責任部署長に回答する。

- (11) 実行責任部署長は、異議申立て審議結果に基づく改善計画及び改善結果を「大学内部質保証推進委員会」委員長に報告する。
- (12) 「大学内部質保証推進委員会」は、「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」に評価（最終評価）を依頼し、その結果を踏まえて自己点検・評価の検証報告書を作成する。
- (13) 「大学内部質保証推進委員会」は、提言の学内共有及び自己点検評価報告書の検証結果を学内外に公表する。
- (14) 「大学内部質保証推進委員会」は、自己点検評価報告書の検証結果を理事会へ報告する。

4. 自己点検・評価の対象

- (1) 自己点検・評価の対象は、中期行動計画、改善状況報告書、基礎要件・法令要件、各分野の適切性等とする。
- (2) 本学の自己点検・評価は、中期行動計画に基づき作成される計画を年度ごとに落とし込んだ年次達成度報告書（自己点検評価報告書）でもって行う。
- (3) 中期行動計画実行のため年次目標の設定を年度初めに行う。また、年に2回報告書（中間報告書と最終報告書）を作成し、点検・評価・検証を行う。